

厚木市告示第291号

公 示 送 達 書

送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により次のとおり公示送達します。

なお、この書類は、厚木市財務部収納課に保管してありますので、来庁の上、受領してください。

令和8年7月31日

厚木市長 山口 貴 裕

送達を受けるべき者の 氏 名 等	送 達 を す る 書 類 の 名 称 等
MOHAMED JAUFFER MOHAMED ZALMIN	令和8年度軽自動車税全期督促状

（注）地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。